

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第26回）

日時：令和2（2020）年8月27日（木）

13：00～

場所：県庁3階 大会議室

議事次第

1 開会

2 議題

新型コロナウイルス感染症対策について

3 閉会

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第26回）出席者

日時：令和2(2020)年8月27日(木)

13:00～

場所：県庁3階 大会議室

出席者	備考
知事	本部長
副知事	副本部長
副知事	〃
危機管理監	本部員
総合政策局長	〃
総務部長	〃
県民生活部長	〃
環境文化部長	〃
保健福祉部長	〃
産業労働部長	〃
農林水産部長	〃
土木部長	〃
出納局長	〃
備前県民局長	〃
備中県民局長	〃
美作県民局長	〃
公営企業管理者	〃
教育長	〃
警察本部長	〃
岡山市保健福祉局長	本部員以外
倉敷市保健福祉局参与	〃

新型コロナウイルス感染症対策について

○ 保健福祉部関係

- ・ 県民の皆様へのメッセージ

○ 県民生活部関係

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する差別等の防止に係る啓発活動の実施について

○ 教育委員会関係

- ・ 県立学校における感染症防止対策の徹底について

県民の皆様へのメッセージ（令和2年9月1日～9月30日）

- 1 秋の行楽シーズンは、県内や近隣県で楽しみ、旅先でも「3つの密」を避けましょう。
- 2 ご高齢の方は、外出の際、人混みを避けて行動しましょう。
- 3 あなたも感染する可能性があります。ご本人やご家族への誹謗中傷は、絶対にやめてください。戦う相手はウイルスです。

宴会・飲み会などでの留意事項

- 1 なるべく少人数にしましょう。
- 2 人との距離を保つか、並んで座るようにしましょう。
- 3 大声を出さないようにしましょう。
- 4 お酒は控えめにしましょう。
- 5 接待を伴う飲食店やカラオケでは、特に注意しましょう。

令和2年9月1日～9月30日（ 岡山県）

区 分	県民の皆様へのメッセージ	
県外への移動	右記以外の地域	患者発生が続いている地域
	○	△ (夜の繁華街などでは 特に慎重に行動を)
観 光	県内及び近隣県	左記以外の地域
	○	△ (目的地の流行状況を確認して 慎重に行動を)
買い物 飲 食	○ 「3つの密」を避け「新しい生活様式」の実践を	
娯 楽 スポーツ	○ 感染防止策の状況を確認し慎重に判断	

令和2年8月27日

岡山県における新型コロナウイルス感染症対策に係る県民の皆様への協力のお願い（案）

県内では、7月以降昨日までに、116例の新型コロナウイルス感染症の新規感染者が確認され、接待を伴う飲食店等におけるクラスター感染も3件確認されるなど、これまで以上に感染拡大への警戒が必要な状況になっており、県民の皆様には、引き続き「3つの密」を避ける取組、全国規模のイベントの開催自粛、適切な感染防止策の実施などに取り組んでいただく必要があります。

このため、皆様には、令和2年9月1日から令和2年9月30日までの間、以下の取組をお願いいたします。なお、この方針は、地域の感染状況等により、必要に応じて見直すこととします。

1 県民の皆様へのお願い

(1) 「新しい生活様式」の実践のお願い

- ・手洗いの徹底や人混みでのマスク着用、消毒液の携帯、手指衛生の徹底、人との距離を保つなど、「新しい生活様式」を実践するようお願いいたします。
- ・ご家族や周りの大切な人を守るためにも、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の登録をお願いいたします。

(2) 宴会・飲み会などでの留意事項

- ・全国的に飲食店等での感染拡大事例が続いていることから、以下のことに注意してください。
 - ①なるべく少人数にしましょう。
 - ②人との距離を保つか、並んで座るようにしましょう。
 - ③大声を出さないようにしましょう。
 - ④お酒は控えめにしましょう。
 - ⑤接待を伴う飲食店やカラオケでは、特に注意しましょう。

(3) ご高齢の方とご家族などへのお願い

- ・ご高齢の方は、ご自身の身を守るため、外出の際は、できるだけ人混みを避けて行動しましょう。スーパーマーケットなどは、混雑しない

時間に利用しましょう。

- ・ご高齢の家族と同居している方など、高齢者と接触する機会のある方は、県外への移動や夜の繁華街などでの行動は、特に慎重にお願いします。

(4) 県外への移動及び観光についてのお願い

- ・観光は、県内や近隣県から楽しみましょう。
- ・感染が続いている地域へ移動する場合は、移動先の流行状況等を確認し、夜の繁華街などでは、特に慎重に行動してください。

(5) 正しい情報に基づく行動や誹謗中傷をしないことのおお願い

- ・不確かな情報に惑わされず、正しい情報に基づいて冷静な行動をお願いします。
- ・新型コロナウイルス感染症は、誰でも感染する可能性があります。感染された方やそのご家族、医療関係者などへの誹謗中傷は、絶対に行わないでください。

2 事業者の皆様へのお願い（別紙）

- ・業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた適切な感染防止策の徹底をお願いします。
- ・特に、接待を伴う飲食店については、ガイドラインを遵守するよう強くお願いします。
- ・重症化のリスクが高い高齢者が利用する福祉施設については、引き続き、適切な感染防止策の徹底をお願いします。
- ・食料品や生活必需品を販売するスーパーマーケット等の店舗においては、高齢者と若い世代の接触を避けるため、可能な限り、高齢者優先時間帯を設定していただくなどの取組をお願いします。
- ・利用者名簿の作成やアプリ（もしサポ岡山）の活用などで、連絡先を把握するなどの対応を行うようお願いいたします。

3 イベント等を主催される方へのお願い

- ・開催に当たっては、業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染防止策を講じるようお願いいたします。
- ・全国規模や概ね5,000人以上のイベント等については、開催を自粛するようお願いいたします。
- ・屋内で開催する場合は、収容定員に対する参加人数の割合を半分程度以

内とするようお願いします。

- ・ 地域のお祭りや行事などについては、十分な間隔の確保や、来場者の人数管理などの対策を行った上で、開催するようお願いします。
- ・ 開催に当たっては、参加者名簿の作成やアプリ（もしサポ岡山）の活用などで、連絡先を把握するなどの対応を行うようお願いします。

「2 事業者の皆様へのお願い」における 適切な感染防止策の具体的内容

○ すべての施設に求める感染防止策

(基本的な対策)

- ・ 入場者の整理（入場前の間隔（1 m、できれば2 mを目安に）確保）
- ・ 入場者へのマスク着用の周知及び従業員のマスク着用
- ・ 有症状者の入場禁止
- ・ 手指消毒設備の設置
- ・ 施設の消毒（共用部分（エレベータのボタン、手すりなど）の定期的（概ね1時間ごと）な消毒）
- ・ 施設内の換気（概ね30分ごとの窓の開閉など）
- ・ 利用者名簿の作成やアプリ（もしサポ岡山）の活用などによる利用者の連絡先の把握

(「3つの密」を回避するため特に必要な対策)

- ・ 利用者の間隔（1 m、できれば2 mを目安に）の確保又は従事者と利用者
の間や利用者間へのパーティションの設置
- ・ 混雑時の入場制限
- ・ 業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた適切な対応

○ 上記「すべての施設に求める感染防止策」に加え、高齢者福祉施設に 求める感染防止策

- ・ 利用者の健康管理（有症状者の利用の制限など）
- ・ 従事者の健康管理（有症状者の自宅待機など）
- ・ 飲食時や休憩室などでの他の従事者との一定間隔の確保
- ・ 複数の従事者が共有するものの定期的な消毒
- ・ 面会はパーティションやオンラインなどを活用
- ・ ケアやリハビリテーション等における「3つの密」を避ける取組
- ・ 流行地からの訪問者との接触を避けるよう、利用者や従事者に周知徹底
- ・ 通所サービスなどについては、一人の利用者が接触する者（他の利用者
や従事者）をできるだけ限定するよう、曜日や時間帯でグループを固定す
るといったサービス利用や職員配置を工夫

○ 上記「すべての施設に求める感染防止策」に加え、スーパーマーケット 等の店舗に求める対策

- ・ 食料品や生活必需品を販売するスーパーマーケット等の店舗において、
高齢者と若い世代の接触を避けるため、できる限り高齢者優先時間帯を
設定

(参考)

令和2(2020)年7月30日

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた 県主催イベントの開催に係る考え方

1 自粛するもの

(1) 下記のア及びイに該当するもの

(密閉、密集、密接の「3つの密」が全て該当するもの)

ア) 多数の人と1m以内の距離で会話するなど密に接するもの

イ) 多数の人が密集して、天井の低い会議室等閉鎖空間(換気が不十分な密閉空間)で長時間過ごすもの

(2) 全国規模のもの、大規模なもの(概ね5,000人以上)又は特定警戒都道府県などからの参加が見込まれるもの

(3) 流行地(新規感染者が急増している地域)において実施するもの

2 原則として自粛を検討するもの

- ・ 密閉、密集、密接の「3つの密」の1つもしくは2つが該当するもの

3 開催する場合に留意すること

- ・ 風邪のような症状のある方の参加自粛の要請を徹底すること
- ・ 室内換気を十分に行うこと
- ・ アルコール手指消毒薬を設置すること
- ・ 参加者に咳エチケットの徹底を要請すること
- ・ 空間的・時間的に間隔をあけるなど人が密集しないようにすること
- ・ 屋内で開催する場合は、収容定員に対する参加人数の割合を半分程度以内とすること
- ・ 適切な感染防止策に関する業種別ガイドラインも参考にすること
- ・ 高齢者や基礎疾患を持った者が集まるものや医療・福祉関係者等が集まるものについては、感染防止策を徹底すること
- ・ 地域での行事などについては、十分な間隔の確保や、来場者の人数管理などの対策を行った上で、開催すること
- ・ 参加者名簿の作成やアプリ(もしサポ岡山)の活用などで、連絡先を把握するなどの対応を行うこと

※ この方針については、9月末までのイベント等を想定しており、地域の感染の広がりや重症度を見ながら適宜見直すこととする。

新型コロナウイルス感染症対策に係る岡山県の対応について

1 対応状況

(1) 一般電話相談

県民からの不安など一般的な相談を、専用の電話相談窓口を設置し対応している。

相談件数（1月6日～8月25日）

	相談件数
累計	56,852件
令和2年8月（再掲）	5,982件

(2) 新型コロナウイルス受診相談センターへの相談

感染の疑いのある方を診療体制等の整った医療機関につなぐための調整を行っている。

相談件数（2月7日～8月25日）

	相談件数
累計	13,379件
令和2年8月（再掲）	2,808件

(3) 検査体制等

県環境保健センターでPCR検査を実施するとともに、民間検査機関や医療機関、大学等においてもPCR検査等を実施しており、引き続き検査体制の強化に努めていく。

①検査能力（8月21日時点）

県環境保健センター 70件/日

民間検査機関 約300件/日

医療機関、大学等 約330件/日

計 約700件/日

②検査実績（2月1日～8月25日報告分）

	検査数	陽性者数	陽性率
累計	6,553人	142人	2.2%
令和2年8月（再掲）	2,385人	63人	2.6%

③屋外検体採取センター（3か所：岡山市内、倉敷市内、津山市内）

(4) 医療体制

①新型コロナウイルス外来等

新型コロナウイルス受診相談センターから紹介された感染の疑いのある方の診察等を行っている。

医療機関数 134機関

受診患者数（2月7日～8月25日）

	受診患者数
累計	5,333人
令和2年8月（再掲）	1,715人

②入院病床の確保

今後の感染症患者数の増加を見据えて、協力医療機関の確保及び特別な配慮が必要な医療提供体制の整備に努めていく。

医療機関数 39機関

入院病床数 250床（うち重点医療機関6機関75床）

③宿泊療養施設

1施設（207室）

入所実績

17人（7月28日～8月25日）

④人工呼吸器（県内保有数）

517台

⑤ECMO（県内保有数）

28台

⑥アビガン等の使用可能医療機関 21機関

(5) 医療機関、福祉施設等へのマスク等の配布

県が備蓄したものや、国から提供を受けたものを医療機関、福祉施設等へ順次配布している。

①医療機関等への配布

サージカルマスク 3,094,600枚

N（KN）95マスク 134,396枚

ガウン 904,947枚

フェイスシールド 327,740個

②高齢者施設等

サージカルマスク 540,000枚

消毒液 14,936リットル

③障害者施設等（医療的ケア児等のいる家庭を含む）

サージカルマスク 283,000枚

消毒液 3,335リットル

④児童福祉施設等（保育所、放課後児童クラブ、児童養護施設等）

サージカルマスク	47,100枚
布製マスク	9,000枚
手指消毒用エタノール	2,850リットル

(6) 生活費の支援

①生活福祉資金貸付費

休業や失業を余儀なくされた方々の生活再建のための貸付を行っている。

14,035件 4,277,081千円（3月25日～8月24日）

②住居確保給付金

休業等に伴う収入減少により住居を失うおそれのある方等に代わり、家賃の代理納付を行っている。

732件 53,488千円（4月20日～7月31日）

県内で確認された新型コロナウイルス感染者（8月25日現在）

（単位：件）

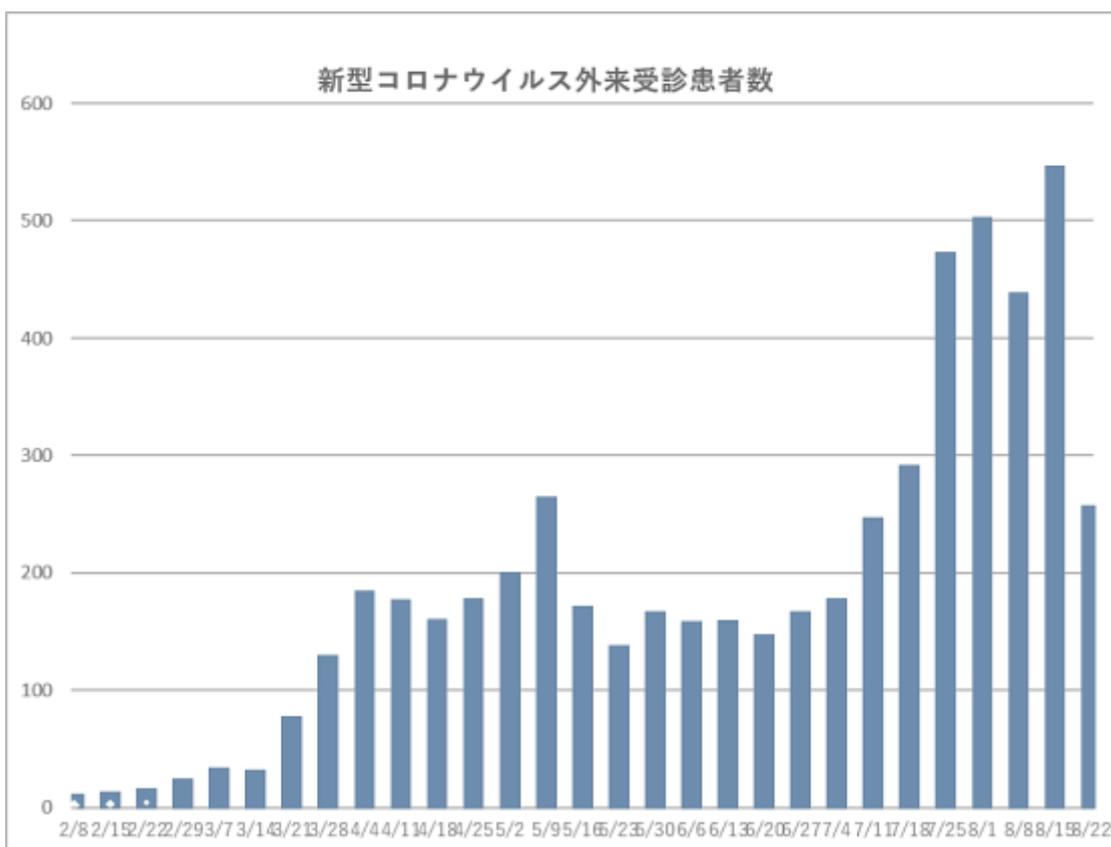
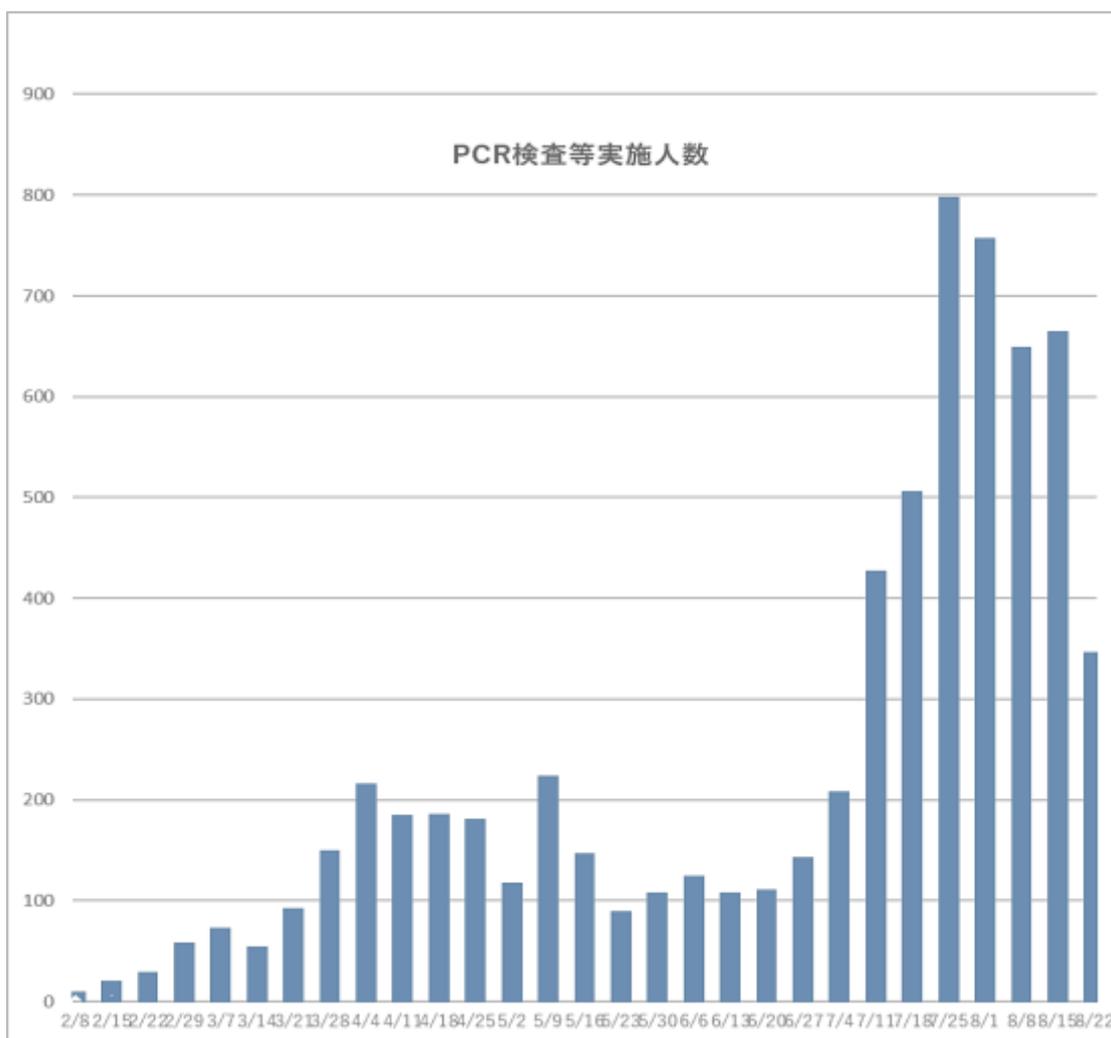
合計	入院中	宿泊療養施設 に入所中			退院等 ※
		うち重症者	自宅療養中		
142	11	0	3	0	128

※ 退院基準を満たして退院した者、解除基準を満たして宿泊療養・自宅療養を解除された者

(参考) これまでの経緯

- 1月7日(火) 保健所及び県医師会・県病院協会等へ注意喚起
- 30日(木) 「岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置
- 2月4日(火) 「一般電話相談窓口」の設置
- 7日(金) 「帰国者・接触者相談センター」及び「帰国者・接触者外来」の設置
- 19日(水) 「新型コロナウイルスに係る中小企業支援機関の情報共有会議」の開催
- 28日(金) 国から学校の臨時休業の要請を受け、県の方針を決定(県立学校の休業を決定)
- 3月6日(金) 高知県で岡山県在住の患者確認を受け、対応方針を確認
- 16日(月) 「岡山県感染症対策委員会」の開催(専門家から意見聴取)
- 22日(日) 岡山市在住の患者確認・公表(岡山県内1例目)
- 26日(木) 特措法の規定に基づく「岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置
- 4月7日(火) 特措法の規定に基づく「緊急事態宣言」の発出
- 15日(水) 県南の県立学校57校の休業を決定
- 16日(木) 特措法の規定に基づく緊急事態宣言の区域を全都道府県へ変更
- 17日(金) 岡山県緊急事態措置の決定、県内の県立学校69校の休業を決定
- 20日(月) 「新型コロナウイルス感染症対策調整本部」の設置
- 21日(火) 「岡山県感染症対策委員会」の開催(専門家から意見聴取)
- 24日(金) パチンコ店、県外観光客の多い旅館及びホテル等の営業自粛のお願い
「一般電話相談窓口」を24時間対応に変更
- 28日(火) 県内の県立学校69校の休業の延長を決定
- 5月1日(金) 屋外検体採取センター(岡山市内)の設置
- 4日(月) 特措法の規定に基づく緊急事態宣言の期間を延長
- 5日(火) 「岡山県感染症対策委員会」の書面開催(専門家から意見聴取)
岡山県緊急事態措置の変更(期間延長)
- 14日(木) 緊急事態宣言の区域変更(岡山県を含む39県の除外)
- 15日(金) 軽症者等の宿泊療養施設の運用開始(倉敷市内) ~ 7月31日
- 19日(火) 「岡山県感染症対策委員会」の開催(専門家から意見聴取)
- 21日(木) 緊急事態宣言の区域変更(近畿地方3府県の除外)
- 25日(金) 緊急事態宣言の全面解除
- 6月1日(月) まん延防止と社会経済活動の維持の両立に向けた取組への移行(ステップ①)
- 19日(金) まん延防止と社会経済活動の維持の両立に向けた取組への移行(ステップ②)
- 7月6日(月) 「岡山県感染症対策委員会」の開催(専門家から意見聴取)
- 10日(金) まん延防止と社会経済活動の維持の両立に向けた取組への移行(ステップ③)
- 26日(日) 軽症者等の宿泊療養施設の運用開始(岡山市内) ~ 10月31日

(参考) 「PCR検査等実施人数」及び「新型コロナウイルス外来受診患者数」
の週ごとの推移



- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、**基本的な感染防止策**の徹底・継続。イベント主催者や出演者は「**業種別ガイドライン**」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけ。
- **イベントの開催制限**については、**当面9月末まで、現在の収容率要件及び人数上限を維持すること**とし、その間においても収束傾向が見られた場合には目安のあり方を検討。
- **各都道府県においては、引き続き、ガイドラインの徹底を呼びかけるとともに、地域の感染状況の段階に応じて、個別のイベント開催について適切に判断。**

時期		収容率	人数上限
5月25日～	屋内	50%以内	100人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	200人
6月19日～	屋内	50%以内	1000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	1000人
7月10日～	屋内	50%以内	5000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	5000人
感染状況を見つつ、 当面9月末まで維持	屋内	50%以内	5000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	5000人

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

イベント開催制限の段階的緩和の目安（その2）

○ イベント主催者は、特に、**全国的な移動を伴うものには格段の注意**。 イベント参加者は、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクはあることに留意。 また、**発熱等の症状がある者はイベントに参加しない**（無症状で感染させる可能性も）。

<具体的な当てはめ>

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 <small>（全国的移動を伴うもの）</small>	お祭り・野外フェス等	
				全国的・広域的	地域の行事
5月25日～	○ 【100人又は50% ^(注) （屋外200人）】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【100人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	×		△ 【100人又は50% （屋外200人）】 * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
6月19日～	○ 【1000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【1000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【無観客】（ネット中継等） * 無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理	×	
7月10日～	○ 【5000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	○ 【5000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【5000人又は50%】 * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理		○ * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
感染状況を見つつ、 当面9月末まで維持	○ 【5000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	○ 【5000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【5000人又は50%】 * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理	×	

（注）どちらか小さい方を限度。他の場合も同様。

新型コロナウイルス感染症に関する差別等の防止に係る 啓発活動の実施について

1 啓発活動の名称

「ダメ！コロナ差別」啓発キャンペーン

2 啓発活動の趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染者や医療関係者、またその家族等への誹謗中傷や偏見、差別が、県内においても発生している。

新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染する可能性がある。また、コロナ差別は症状のある人の受診を遠ざけ感染拡大にもつながる。

私たちが戦う相手はウイルスそのものであり、人ではないことを周知し、県民一人ひとりが思いやりと優しさでつながり、誹謗中傷や差別は絶対にしない「ダメ！コロナ差別」啓発キャンペーンを市町村や関係団体等と連携し実施する。

3 啓発活動の内容

・ 「ダメ！コロナ差別」ロゴの作成

県マスコット・ももっちを使用したキャンペーン・ロゴを作成する。（別添のチラシ・デザイン案に掲載のとおり）

・ 啓発チラシの作成・配布

別添デザイン案による。県及び関係機関の施設等に備え置くとともに、様々なイベント等で配布する。

・ 街頭啓発

岡山地方法務局等と連携してJR岡山駅などで街頭啓発を行う。

・ 市町村、民間の団体、企業等と連携した啓発キャンペーンの実施

市町村と連携して啓発が実施できるよう、協力を呼び掛ける。併せて、民間の団体や企業等にもキャンペーンへの参加を呼び掛け、賛同された団体等には、県から「ダメ！コロナ差別」ロゴのデータを配布し、啓発活動に使用していただく。

・ 様々な媒体を用いた啓発

ラジオ・テレビ・新聞での広報、駅前啓発塔への掲示、SNS・メルマガなどの広報媒体を活用した啓発活動を展開していく。

4 実施時期

令和2(2020)年8月28日から随時実施

誰もが感染する可能性があります

©岡山県「ももち」

だま!
コロナ
差別



コロナ差別は症状のある人の受診を遠ざけ
感染拡大につながります

戦う相手はウイルスです!

新型コロナウイルスに関する誹謗中傷、偏見、差別のご相談は

岡山地方法務局「みんなの人権110番」

受付時間等：月～金/8:30～17:15

TEL.0570-003-110

岡山県人権施策推進課

受付時間等：月～金/8:30～17:15

TEL.086-226-7406

岡山県・岡山県人権啓発活動ネットワーク協議会

県立学校における感染症防止対策の徹底について

県立学校においては、6月1日から教育活動を再開しており、新しい生活様式を踏まえた「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき、活動を行っている。

県教委においては、これまでも感染症防止対策の周知を図ってきたが、最近、全国的に学校内で児童生徒や教職員の感染が確認される事例が増えてきているため、改めて、全ての学校に対策を徹底する。

また、市町村教委に対しても、県教委の取組の方針を周知する。

1 学校における感染症防止対策

- ・「3つの密」を避ける。(換気の徹底・身体的距離の確保・マスクの着用)
- ・手洗いなどの手指衛生を徹底し、教室内の清掃・消毒を実施する。
- ・感染源を絶つために、発熱等の風邪症状がある場合等に登校しないことや登校時の健康状態の把握を徹底する。
- ・部活動については、大会や演奏会等への参加時は、主催者が策定したガイドライン等を遵守する。県外での試合等については、実施や参加の必要性和安全性等を判断し、「岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」で示される県外への移動に関する方針に基づき実施する。
- ・児童生徒の寄宿舎については、登校前の健康観察等をはじめ、居室等の換気、食事及び入浴時における対策など、感染症対策をより徹底する。

2 学校で感染者が確認された場合の対応

- ・保健所と連携し濃厚接触者の特定に協力するとともに、校内の消毒を行う。
- ・臨時休業の期間は、児童生徒の学びを保障する観点から必要最小限とし、安全が確認でき次第、教育活動を再開する。
- ・人権上の配慮を徹底するとともに、風評被害や誹謗中傷が起きないように児童生徒を指導する。